

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更		健康推進課			
○ 保安林の指定の解除		治山課			
○ 道路の区域変更		道路整備課			
○ 道路の供用開始		〃			
【公告】					
○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請		県民生活交通課			
○ 土地改良事業換地計画の縦覧（市町村）		耕地課			
【企業局】					
○ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程		総務企画課			
○ 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程		〃			
（以上県例規集登載）					
【正誤】					
○ 道路の区域変更の正誤		道路整備課			

目次		担当課（室）	

◎岡山県告示第二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和二年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関			
名 称	変更事項	変更前	変更後
さくらウェルビーイングクリニック	医療機関の名称	さくらストレスケアクリニック	さくらウェルビーイングクリニック
		ク	令和二年一月一日

令和2年1月24日 岡山県公報 第12162号

◎岡山県告示第三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和二年一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

浅口市鴨方町六条院西字寺谷八九四の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 湯原奥津線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
真庭市社字伊古田上一二九三番一地先から 真庭市社字小狩谷一三一九番地先まで	新	八・〇〇 二六・二	一四一・五
真庭市社字伊古田上一二九三番一地先から 真庭市社字小狩谷一三一九番地先まで	旧	四・五〇 一〇・八	一四一・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 宇治下原線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）

区 域	一 道路の種類 県道			一 道路の種類 県道		
	二 路 線 名 行方勝田線			二 路 線 名 百々櫓村線		
	三 道路の区域			三 道路の区域		
	美作市下山字地蔵峠七四一番一地先から 美作市下山字矢萩六九二番地先まで			美作市下山字地蔵峠七四一番一地先から 美作市下山字矢萩六九二番地先まで		
	旧			新		
	二・五〇 一一・三			八・七〇 二三・三		
	一五三・〇			一五一・〇		

区 域	一 道路の種類 県道			一 道路の種類 県道		
	二 路 線 名 百々櫓村線			二 路 線 名 百々櫓村線		
	三 道路の区域			三 道路の区域		
	高梁市成羽町成羽字畑井手一七五四番四 地先から 高梁市成羽町成羽字竹ノ下一九〇六番一 地先まで			高梁市成羽町成羽字畑井手一七五四番四 地先から 高梁市成羽町成羽字竹ノ下一九〇六番一 地先まで		
	旧			新		
	五・八〇 九・五			七・〇〇 二五・〇		
	二六〇・〇			二六〇・〇		

勝田郡奈義町西原字荒関七五番一地先から 勝田郡奈義町西原字梅ヶ坪九九二番一 地先まで	勝田郡奈義町西原字荒関七五番一地先から 勝田郡奈義町西原字森ノ木九九五番二地 先を経て 勝田郡奈義町西原字梅ヶ坪九九二番一 地先まで	勝田郡奈義町西原字荒関七五番一地先から 勝田郡奈義町西原字梅ヶ坪九九二番一 地先まで	
旧	新		別
七・八 二五・五	九・五 二四・〇	七・八 二五・五	(メートル)
一三〇・〇	二二三・〇	一三〇・〇	(メートル)

令和2年1月24日 岡山県公報 第12162号

◎岡山県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道			道路の 種類
路線名	区間	供用開始 年月日	
湯原奥津線	真庭市社字伊古田上一二九三番一地先から 真庭市社字小狩谷一三一九番地先まで	令和二年一 月二十四日	
宇治下原線	高梁市成羽町成羽字畑井手一七五四番四地先 から 高梁市成羽町成羽字竹ノ下一九〇六番一地先 まで		
行方勝田線	勝田郡奈義町西原字荒関七五番一地先から 勝田郡奈義町西原字森ノ木九九五番二地先を 経て 勝田郡奈義町西原字梅ヶ坪九九二番一一地先 まで	令和二年二 月二十九日	

令和2年1月24日 岡山県公報 第12162号

〔二三〕 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

令和二年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

こもればの里

三 代表者の氏名

薬師寺正志

四 主たる事務所の所在地

総社市刑部一五四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者、高齢者及びその家族に対して自立支援・社会参加に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

令和2年1月24日 岡山県公報 第12162号

〔二四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条第一項の規定により申請のあった土地改良事業換地計画について、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備中県民局長に申し出ることができる。

令和二年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

総社市長

二 地区名

総社地区

三 縦覧に供する書類

換地計画書

四 縦覧の期間

令和二年一月二十四日から同年二月十四日まで

五 縦覧の場所

岡山県備中県民局農林水産事業部

◎岡山県企業管理規程第一号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年一月二十四日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（臨時的に雇用される職員等の給与の額及び支給方法）

第七条 企業職員のうち臨時的に雇用されるものの給与の額及び支給方法については、県職員の例による。

2 企業職員のうち非常勤のもの（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与の額及び支給方法については、岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡山県条例第四十四号）又は岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例（令和元年岡山県条例第四十五号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年一月二十四日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四章 高齢者部分休業（第八十二条―第八十五条）」を「第十四章 高齢者部分休業（第八十二条―第八十五条）」を第十五章 非

常勤職員等（第八十六条・第八十七条）

に改める。

第二条中「第二十二条」を「第二十二条の三」に改める。

第十二条第三項第一号中「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

本則に次の一章を加える。

第十五章 非常勤職員等

（非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇等）

第八十六条 職員のうち地方公務員法第二十二条の二第一項の規定により任用された非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項については、第四章の規定にかかわらず、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十六号。以下この項において「規則」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、規則第四条第三項中「勤務時間規則第三条の二」とあるのは「岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）第十条」と読み替えるものとする。

2 管理者は、年次休暇が一会計年度において十日以上付与された前項の職員に対して、労働基準法第三十九条第七項の規定により、意見を聴取し、あらかじめ時期を定めて年次休暇を取得させることができる。

（臨時的に雇用される職員の勤務時間、休日及び休暇等）

第八十七条 職員のうち地方公務員法第二十二条の三第一項の規定により任用された職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項については、この規程に定めるもののほか、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年1月24日 岡山県公報 第12162号

一		頁		
<table><tr><td>旧</td><td>新</td></tr></table>		旧	新	誤
旧	新			
<table><tr><td>旧</td><td>新</td></tr></table>		旧	新	正
旧	新			

(二) 令和二年一月十日付け公布岡山県告示第十三号（道路の区域変更）に誤りがあつた。